

福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店募集要綱（チェーン店用）

この要綱は、平成17年10月から実施されております福岡市の家庭ごみ有料化に伴い、（公財）ふくおか環境財団が募集する新たな指定袋取扱店について、基準等を定めるものです。

概要

平成17年10月から福岡市の家庭系ごみの処理が有料化されております。その方法は、市が指定ごみ袋を「ごみ処理手数料」の価格で販売するというものです。当財団は、市からの委託を受けて福岡市指定袋の調達・流通及びごみ処理手数料の収納を行いますので、市民の皆さんへ指定袋を販売していただく取扱店を募集するものです。

1. 指定袋の種類及び販売価格

種類	容量	販売価格	販売単位	発注単位
可燃用	大(45L)	450円	各種類とも	各種類とも
	中(30L)	300円		
	小(15L)	150円		
可燃用(取手なし)	大(45L)	450円	1冊 (10枚入り)	1箱 (50冊入り)
不燃用	大(45L)	450円		
	中(30L)	300円		
	小(15L)	150円		
空きびん・ ペットボトル用	大(45L)	220円		
	中(30L)	150円		

※全て税込の金額です。

販売にあたっての注意事項

- ①必ず上記の販売価格で販売してください。
指定袋の価格は、条例で定める「ごみ処理手数料」ですので、値引きや割増はあり得ません。当然、サービス品等として無料で配布してはいけません。また、ばら売り（1枚売り）は認められません。
- ②指定袋は内税で販売し、販売価格への外税処理は行わないでください。
例) 可燃用-大(45L) 1冊を税抜417円にすれば税込450円にはなりますが、10冊販売した場合は、 $417円 \times 10冊 \times 1.08 = 4,503円$ となり、3円の誤差が生じてしまいます。
- ③売場面積が1,000㎡以上の店舗では、9種類全ての指定袋の販売をお願いします。
- ④市民の方から不良品の届け出があった場合は、交換をお願いします。

2. チェーン店の業務内容

チェーン店での福岡市指定家庭用ごみ袋の流れは、別紙のとおりです。

(1) 財団指定の保管配送業者に発注する場合(別紙1)

(2) ベンダー(問屋)に発注する場合(別紙2)

また、①請求先が本部である場合、②請求先が各個店である場合で取扱いが異なり、4つのパターンに区分され、チェーン店は、パターン1～4のいずれかを選択していただくこととなります。なお、ベンダー(問屋)が別紙「福岡市指定家庭用ごみ袋に関する問屋契約の条件等」にあわない場合は、ベンダー(問屋)として通せませんので、ご注意ください。

(別図にパターンごとの流れを示しています。)

3. 申請資格

- (1) 店舗の形態を有し、福岡市指定袋を市民に直接販売する者であること。
 - ・ただし、市民に直接配達し、販売する場合は、必ずしも店舗の形態は要しません。
- (2) 個店の所在地は、原則として福岡都市圏内とする。

福岡都市圏・・・福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川町、宗像市、福津市、古賀市、糸島市、新宮町、粕屋町、久山町、篠栗町、宇美町、志免町、須恵町
- (3) 福岡市有料指定袋制度の趣旨を理解し、協力する者であること。
- (4) 公金及び指定袋の適正な管理ができること。
- (5) 暴力団等の関係者ではないこと。

4. 申請書類

- ① 福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店(兼問屋契約)申込書
 - ・別紙様式に記入、捺印をお願いします。
- ② 市町村が発行する納税証明書(市町村税に滞納がない事の証明)
 - ・コピーは不可
 - ・申請日の3ヶ月以内に発行のもの
- ③ 福岡市指定袋を販売する個店の名称、所在地等のリスト 1部

5. 申請期限

申請書類等がそろい次第、送付をお願いします。

6. 審査結果の通知

審査の結果、当財団と指定袋取扱店契約を締結できると判断されたチェーン店には、契約関係書類(契約書、マニュアル等)を送付いたします。また、審査の結果、契約を締結できない若しくは希望された流通方法が採用できないと判断されたチェーン店には、その旨を書面にて通知いたします。

7. 問い合わせ先

〒810-0071

福岡市中央区那の津2丁目10番15号

(公財)ふくおか環境財団 業務部 販売管理課

TEL:092-731-2960

FAX:092-731-2706

財団指定の保管配送業者に発注する場合

①発注

- ・発注単位は、福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店募集要綱記載の「1. 指定袋の種類及び販売価格」とおりです。
- ・発注方法は、FAX（専用の発注用紙あり）またはインターネットにてお願いします。
- ・発注の時期、回数に制限はありません。
- ・発注先である保管配送業者のFAX 番号等は契約時にお知らせいたします。

②配送

- ・正午までに発注を受けた分を翌日（保管配商業者の休業日を除く）に配送します。
- ・配送伝票は、当財団で用意したものを使用させていただきます。
- ・配送経費は、当財団が負担いたします。

③財団からの指定袋代金の請求

- ・各販売店に配送した実績数量を毎月末日n締め切ります。
- ・翌月の15日頃、当財団から請求書を送付いたします。
- ・請求価格は、下表のとおりです。

種類	容量	請求単価	請求単位
可燃用	大(45L)	434 円	各種類 1 冊 (10 枚入り)
	中(30L)	284 円	
	小(15L)	134 円	
可燃用（取手なし）	大(45L)	434 円	
不燃用	大(45L)	434 円	
	中(30L)	284 円	
	小(15L)	134 円	
空きびん・ ペットボトル用	大(45L)	204 円	
	中(30L)	134 円	

※全て税込の金額です。

※上の表と販売価格との差額（指定袋 1 冊（10 枚入り）あたり 16 円）が、販売店の利益となります。

④請求代金の支払い

- ・指定された納期までに、当財団までお支払いいただきます。
- ・支払いの方法は、口座振替（口座引き落とし）または銀行口座振込のいずれかで、現金による納入は、原則として受け付けいたしません。なお、銀行口座振込による場合の振込手数料は、販売店の負担とさせていただきます。

⑤その他

- ・指定袋取扱店として当財団と契約した販売店（契約店）には、指定袋取扱いシールを掲示していただきます。
- ・契約店に対しては、指定袋の販売状況に関して、当財団から随時検査を行うことがあります。

ベンダー（問屋）に発注する場合

①発注

- ・発注単位及び発注の方法は、取引するベンダー（問屋）の指定する方法によります。
- ・発注の時期、回数についても、取引するベンダー（問屋）の指定する方法によります。

②配送

- ・配送時期及び配送伝票等は、取引するベンダー（問屋）の指定する方法によります。
- ・ベンダー（問屋）の配送経費は、指定袋 1 冊（10 枚入り）あたり一律 6.7 円（税抜き）とし、ベンダー（問屋）から販売店への配移送実績に応じて、当財団からベンダー（問屋）に支払います。

③財団からの指定袋代金の請求

- ・ベンダー（問屋）から各販売店に配送した実績数量を毎月末日に締め切ります。
- ・翌月の 15 日頃に当財団から請求書を送付いたします。
- ・請求単価は、下の表のとおりです。

種 類	容 量	請求単価	請求単価
可燃用	大(45L)	434 円	各種類 1 冊 (10 枚入り)
	中(30L)	284 円	
	小(15L)	134 円	
可燃用(取手つき)	大(45L)	434 円	
不燃用	大(45L)	434 円	
	中(30L)	284 円	
	小(15L)	134 円	
空きびん・ ペットボトル用	大(45L)	204 円	
	中(30L)	134 円	

※全て税込の金額です。

※上の表と販売価格との差額(指定袋 1 冊(10枚入り)あたり 16 円)が販売店の利益となります。

④請求代金の支払い

- ・指定された納期までに、当財団までお支払いいただきます。
- ・支払いの方法は、口座振替（口座引き落とし）または銀行口座振込のいずれかで、現金による納入は、原則として受け付けいたしません。なお、銀行口座振込による場合の振込手数料は、販売店の負担とさせていただきます。

⑤その他

- ・指定袋取扱店として当財団と契約した販売店（契約店）には、指定袋取扱店シールを掲示していただきます。
- ・契約店及びベンダー（問屋）に対しては、指定袋の保管、販売状況に関して、当財団から随時検査を行うことがあります。

チェーン店であって契約を統括する場合(本部契約)

別紙

チェーン店の場合、物流システム及び会計システムの効率化を図るため、本部契約として契約を統括することができます。

(本部契約のパターン)

	契約者	商品の発注先	請求先
パターン1	本部	ベンダー(問屋)	本部
パターン2	本部	ベンダー(問屋)	各個店
パターン3	本部	財団指定の配送業者	本部
パターン4	本部	財団指定の配送業者	各個店

※パターン1, 2を選択する場合は、チェーン店全体での仕入れ数量が、1ヶ月あたり20箱以上となる事が条件です。

① 発注

- ・パターン1, 2の場合、発注単位及び発注の方法は、ベンダー(問屋)の指定する方法によります。
- ・パターン3, 4の場合、発注単位は箱(50冊入り)、発注方法はFAX またはインターネットになります。
- ・パターン3, 4の場合、発注者は、個店単独でも本部がまとめてもどちらでも結構です。
- ・発注の時期及び回数に制限はありません。

② 配送

- ・パターン1, 2の場合、配送時期及び配送伝票等は、ベンダー(問屋)の指定する方法によります。
- ・パターン3, 4の場合、正午までに発注を受けた分を翌日(保管配送業者の休業日を除く)に配送します。
- ・配送経費は、いずれのパターンでも、当財団から別途請求することはありません。

③ 財団からの指定袋代金の請求

- ・各個店に配送した実績数量を毎月末日に締め切ります。
- ・翌月の15日頃に当財団から請求書を送付いたします。
- ・請求単価は、下の表のとおりです。

種類	容量	請求単価	請求単位
可燃用	大(45L)	434円	各種類
	中(30L)	284円	
	小(15L)	134円	
可燃用(取手なし)	大(45L)	434円	1冊 (10枚入り)
不燃用	大(45L)	434円	
	中(30L)	284円	
	小(15L)	134円	
空きびん・ ペットボトル用	大(45L)	204円	
	中(30L)	134円	

※全て税込の金額です。

※販売価格と請求単価の差額【指定袋1冊(10枚入り)あたり16円】が、チェーン店の利益となります。

④ 請求代金の支払

指定された納期までに、当財団までお支払ください。

支払の方法は、口座振替(口座引き落とし)または銀行口座振込のいずれかとなります。

現金による納入は、原則として受け付けておりません。なお、銀行口座振込による場合の振込手数料は、チェーン店の負担とさせていただきます。

⑤ その他

- ・申込の際に、指定袋を取り扱う個店について、所在地及び電話番号等のリストを提出して頂きます。
- ・請求先が「個店」で、支払方法が「口座振替」である場合は、契約時に各個店の銀行口座を教えてください。
- ・システム上最新情報が必要ですので、個店の改廃があった場合は、個店一覧リストを更新の上、提出してください。
- ・本部を通さない直営店舗等につきましては、別契約となります。
- ・契約が成立した後、登録個店には、指定袋取扱店シールを掲示していただきます。
- ・本部、個店、ベンダー(問屋)に対しては、指定袋の保管、販売状況に関して当財団から随時検査を行うことがあります。

